

「交付目論見書の作成に関する規則」の一部改正（案）

平成 24 年 12 月 14 日
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">交付目論見書の作成に関する規則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(本文中の記載事項及び記載順)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 前項第 1 号②のニに規定する通貨選択型投資信託等は、通貨選択型投資信託（投資者が選択できる複数の通貨コースにより構成され、組入資産による収益の他、当該コースの通貨による複数の収益(為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益))及び為替差益)を追求する投資信託をいう。)及び単一の通貨コースで通貨選択型投資信託と同様の収益を追求する投資信託とする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>附 則</p> <p>1. この改正は、平成〇年〇月〇日から実施し、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したものより適用する。</p> <p>2. 前記 1. にかかわらず、正会員が当該適用日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。</p>	<p style="text-align: center;">交付目論見書の作成に関する規則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (同 左)</p> <p>(本文中の記載事項及び記載順)</p> <p>第 3 条 (同 左)</p> <p>2 前項第 1 号②のニに規定する通貨選択型投資信託等は、通貨選択型投資信託（投資者が選択できる複数の通貨コースにより構成され、組入資産による収益の他、当該コースの通貨による複数の収益(為替ヘッジプレミアム及び為替差益)を追求する投資信託をいう。)及び単一の通貨コースで通貨選択型投資信託と同様の収益を追求する投資信託とする。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>